

制 定 昭和 61 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

児童発達支援センター通園交通費支給要綱

(趣旨)

第1条 児童福祉法に定める児童発達支援センターに通園する児童及び介護人に対して、その交通費を支給することにより、当該保護者の負担軽減を図ることを目的として、その支給にかかる手続等について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 支給の対象となる者は、児童福祉法第 21 条の 5 の 7 により、児童発達支援センターに日々通園している通所給付決定児童及びその介護人とする。ただし、負担上限月額の所得区分が生活保護、低所得 1、低所得 2 及び一般 1 の世帯に限る。

(支給額等)

第3条 支給の対象となる交通費は、自宅から施設、又は自宅から通園施設バス・乗降指定地までに利用した交通機関(最短距離)に要した費用(月額)の 1/2 とする。ただし、3ヶ月定期または 6ヶ月定期を購入している場合には、その金額を月数で除した額(小数点以下切捨)の 1/2(小数点以下切捨)とする。

なお、肢体不自由児であって、公共交通機関により通園することが困難なため自家用車等による通園が特に必要であると市長が認めた場合には、通園片道距離と支給量(日数)により別表に定める自動車燃料費に要した費用(月額)の 1/2 以下を支給額の範囲とし、その月における通園日数により別表に定める月額の 1/2 の金額を支給する。

ただし、交通機関を利用する場合で、別途交通無料乗車証の交付を受けている場合は支給対象としない。

- 2 各交通機関において割引及び免除が受けられる場合は、割引適用後の額を支給するものとする。
- 3 その月において、定期券を購入せず、一日も通園しなかった場合は支給しない。
- 4 児童が、月の途中から通園した場合は、その翌月から支給する。ただし、その日が月の初日の場合はその月分から支給する。
- 5 月の途中において、児童が転居あるいは通園経路、方法等に変更があり、交通費所要額が変更した場合は、定期券の購入日がその属する月の 15 日まではその月から、購入日がその属する月の 16 日以降の場合は、翌月から支給する。
- 6 契約の解除、措置の解除又は受給者の辞退等が発生した時は、その日の属する翌月から支給を停止する。
- 7 自動車で通園する場合、その月において児童が 4 日以上通園しなかった場合は支給しない。

(申請等)

第4条 この経費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「児童発

達支援センター通園交通費支給申請書（様式第1号）」により当該施設長を経由して市長に支給の申請をしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 購入定期券の写し又は自家用車利用証明書（別紙）

(2) 受給者証の写し

（支給決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支給が必要であると認めたときは、「児童発達支援センター通園交通費支給決定通知書（様式第2号）」により当該施設長を経由してすみやかに申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、支給が不適当であると認めたときは、理由を付して、「児童発達支援センター通園交通費支給却下通知書（様式第3号）」により当該施設長を経由してすみやかに申請者へ通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第6条 前条の規定により支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という）は、年度途中に第4条の申請内容に変更があったときは、「児童発達支援センター通園交通費支給変更申請書（様式第4号）」により、当該施設長を経由して市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更による決定の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、「児童発達支援センター通園交通費支給決定内容変更通知書（様式第5号）」により、又は取消しが必要であると認めたときは、「児童発達支援センター通園交通費支給決定取消書（様式第6号）」により、当該施設長を経由してすみやかに申請者へ通知するものとする。

（支給手続）

第8条 支給決定者が通園交通費を請求しようとする場合は、施設長が支給決定者の請求金額をとりまとめ、原則として翌月10日までに、大阪市が規定する請求書に当該施設長又は法人代表者の証明を付して「児童発達支援センター通園交通費にかかる対象児童に関する報告書（様式第7号）」及び「児童発達支援センター通園交通費対象児童名簿（様式第8号）」、交通機関を利用している支給決定者については、その属する月の定期券の写し（ただし、3ヶ月及び6ヶ月定期の場合、期限内は不要）を添えて市長に提出するものとする。

その際、当該施設長は支給決定者から必ず請求及び受領に関する「委任状（様式第9号）」を徴しておくものとする。

（支給方法）

第9条 市長は、第8条の請求があった場合、30日以内に通園交通費を支給する。

2 通園交通費を受領した施設長は、すみやかに支給決定者に対して、当該交通費を支給するとともに、支給決定者が受領したことがわかる領収書等を徴するものとする。

(返還)

第10条 市長は、支給決定者及び施設長が、この要綱に違反又は虚偽の申請をして交通費の支給を受けたときは、直ちに支給を停止し、また、すでに支給した金額について支給決定者及び当該施設長へ返還を求めることができる。

(調査報告)

第11条 市長は、施設長に対して、通園交通費の執行状況等について、必要な書類、帳票等を調査し、報告を求めることができる。

(関係書類の整備)

第12条 施設長は、通園交通費に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第5条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は主管課長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

| | 4~9 日 | 10~14 日 | 15 日以上 |
|-------------|------------|------------|------------|
| 片道 5km未満 | 月額 700 円 | 月額 1,300 円 | 月額 2,000 円 |
| 片道 5~10km未満 | 月額 1,400 円 | 月額 2,600 円 | 月額 4,000 円 |
| 片道 10km以上 | 月額 2,100 円 | 月額 3,900 円 | 月額 6,000 円 |

児童発達支援センター通園交通費支給申請書

年 月 日

大阪市長 様

| | | | |
|-----|-----|------------|--|
| 申請者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |
| | 児童名 | 児童との 続柄 | |
| | 施設名 | | |

次のとおり通園交通費の支給を申請します。

1. 交通機関

| 交通機関 | 利用区間 | 定期乗車券購入額 (※1) | | 1ヶ月の所要額 (※2) | 支給額 (※3) |
|------|------|---------------|-----|--------------|----------|
| | | 児童 | 保護者 | | |
| | ～ | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | ～ | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | | | | | 円 |

2. 自家用車等

| 通園片道距離 (※4) | 1ヶ月の所要額 (※5) | 支給額 (※6) |
|-------------|--------------|----------|
| km | 円 | 円 |

(添付資料)

- ・購入定期券の写し又は自家用車利用証明書（別紙）
- ・受給者証の写し

(注意事項)

1. 「定期乗車券購入額」欄には、定期券の購入金額を記入。
2. 「1ヶ月の所要額」欄には、(1) の「定期乗車券購入額」が1ヶ月定期券の金額の場合は、児童と保護者の金額の合算額を、3ヶ月又は6ヶ月定期券の場合は、児童と保護者の合算した金額を月数で除し、小数点以下を切り捨てた後の金額を記入。
3. 「支給額」欄には、2の「1ヶ月の所要額」の金額に1/2をした金額を記入。（小数点以下切り捨て。）
4. 距離については、自宅から施設までの正確な距離を記入すること。
5. 「1ヶ月の所要額」欄には、別表の月額単価の金額を記入。
6. 「支給額」欄には、(5) の「1ヶ月の所要額」の金額に1/2をした金額を記入。

大福祉 第 号
年 月 日

児童発達支援センター通園交通費支給決定通知書

様

（児童名： ）
（施設名： ）

大阪市長

（担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課）

年 月 日付けで申請のありました 年度児童発達支援センター通園交通費の支給について、次のとおり決定したので通知します。

1. 支給期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 支給金額

月額 円

大健福 第 号
年 月 日

児童発達支援センター通園交通費支給却下通知書

様

（児童名： ）

（施設名： ）

大阪市長

（担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課）

年 月 日付けで申請がありました 年児童発達支援センター通園交通費の支給について、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

1. 却下理由



児童発達支援センター通園交通費支給変更申請書

年 月 日

大阪市長 様

| | | | |
|-----|-----|--|------------|
| 申請者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |
| | 児童名 | | 児童との 続柄 |
| | 施設名 | | |

次のとおり変更になったため、申請します。

変更事由

 住所・氏名の変更

(変更前) (変更後)

 交通機関・利用区間等の変更（※購入定期券の写し又は自家用車利用証明書（別紙）添付）

1. 交通機関

| 交通機関 | 利用区間 | 定期乗車券購入額 | | 1ヶ月の所要額 | 支給額 |
|------|------|----------|-----|---------|-----|
| | | 利用者 | 介護人 | | |
| | ～ | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | ～ | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | | | | | 円 |

2. 自家用車等

| 通園片道距離（※4） | 1ヶ月の所要額（※5） | 支給額（※6） |
|------------|-------------|---------|
| km | 円 | 円 |

 退所したため その他

[]

大福祉 第 号
年 月 日

児童発達支援センター通園交通費支給決定内容変更通知書

様

(児童名 :)

(施設名 :)

大阪市長

(担当 : 福祉局障がい者施策部障がい支援課)

年 月 日付けで変更申請のありました児童発達支援センター通園交通費の支給について、次のとおり変更します。

変更前

1. 支給期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 支給金額

月額 円

3. その他

〔 〕

変更後

1. 支給期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 支給金額

月額 円

3. その他

〔 〕

大福祉 第 号
年 月 日

児童発達支援センター通園交通費支給決定取消書

様

(児童名 :)

(施設名 :) 大阪市長

(担当 : 福祉局障がい者施策部障がい支援課)

年 月 日付け大福祉第 号で決定した 年度児童発達支援センター通園交通費の支給について、次のとおり全部又は一部を取り消すことを決定したので通知します。

1. 事由

- 退所したため
- その他



2. 支給取消年月

年 月 日より支給決定を取り消すこととする。

年 月 日

大阪市長 様

施設住所

法人名

施設名

代表者名

年 月分 児童発達支援センター通園交通費 契約児童に関する報告について

標題について、次の関係書類を添えて報告します。

1. 通園交通費 契約児童 対象者数

_____ 人

2. 支給金額

_____ 円

3. 契約児童 交付対象者名簿

別紙のとおり

○児童発達支援センター通園交通費対象者名簿

(定期代) • 自動車燃料費

| | |
|-----|--|
| 施設名 | |
|-----|--|

委任状

大阪市長 様

所在地

施設名

施設長

私は、上記の施設長を代理人に定め、児童発達支援センター通園交通費にかかる請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住所

氏名

年 月 日

大阪市長 様

施設住所

法人名

施設名

代表者名

自家用車利用証明書

次の者は、当施設への通園のときに、公共交通機関の利用が困難であるため、自家用車等を利用していることを証明します。

| | 児童氏名 保護者氏名 | 住所 | 申請期間 | 備考 |
|----|---------------|----|----------|----|
| | | | 通園距離（片道） | |
| 1 | | | | km |
| | | | | |
| 2 | | | | km |
| | | | | |
| 3 | | | | km |
| | | | | |
| 4 | | | | km |
| | | | | |
| 5 | | | | km |
| | | | | |
| 6 | | | | km |
| | | | | |
| 7 | | | | km |
| | | | | |
| 8 | | | | km |
| | | | | |
| 9 | | | | km |
| | | | | |
| 10 | | | | km |